

土採取計画認可申請書類作成要領

制定	昭和59年	4月	5日	工業第	18号
改正	昭和60年	4月	1日	工業第	19号
改正	平成10年	3月	27日	工業第	499号
改正	平成12年	3月	29日	工業第	508号
改正	平成16年	3月	31日	保安第	349号
改正	平成16年	8月	12日	保安第	202号
改正	平成16年	10月	25日	保安第	281号
改正	平成18年	5月	1日	保安第	92号
改正	平成22年	3月	23日	保安第	6048号
改正	平成23年	3月	31日	保安第	5687号
改正	令和3年	4月	9日	産振第	45号
改正	令和3年	10月	1日	産振第	627号
改正	令和7年	6月	23日	産振第	295号

第1 申請書類

1 認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 土採取計画認可申請書（千葉県土採取条例施行規則（昭和49年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）様式）
- (2) 目次
- (3) 業者登録通知書の写し
- (4) 誓約書（別紙様式1）
- (5) 隣接地同意書の写し（別紙様式2）
- (6) 使用土地目録（別紙様式3）
- (7) 土地の登記事項証明書
- (8) 土地の使用収益に関する契約書の写し
- (9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し
- (10) 土採取災害防止計画書（別紙様式4）
- (11) 災害防止管理系統図
- (12) 位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）
- (13) 公図
- (14) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）
- (15) 見取図（Ⅱ）（平面図と併用可）
- (16) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）
- (17) 実測縦断面図
- (18) 実測横断面図

(19)求積図

(20)土量計算書

(21)中期事業計画書（別紙様式 5）及び中期事業計画平面図

(22)長期構想書（別紙様式 6）及び長期構想図

(23)その他特に指示するもの

2 変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書（規則様式）に前記 1 の書面のうち(6)使用土地目録、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの及び記載内容の変更を必要としない書類の一覧表を添付するものとする。

なお、採取期間延長に係る変更認可申請の際の提出書類は次のとおりとする。

(1)変更認可申請書（変更の理由に採取土量が残っている旨を記載する。）

(2)誓約書

(3)保証書

(4)隣接地同意書の同意期間が満了する場合は、同意を更新する書類の写し。

(5)土地等の使用収益に関しての契約期間が満了する場合は、契約を更新する書類の写し。

(6)土地等の使用収益に関しての行政庁の許認可・届出期間が満了する場合は、許認可・届出を更新する書類の写し（特に、農地転用許可の更新について注意すること。）

(7)使用土地目録

(8)中期事業計画書（別紙様式 5）及び中期事業計画平面図

(9)長期構想書（別紙様式 6）及び長期構想図

(10)その他特に指示する書類

3 提出部数は、正本 1 部及び当該採取場の所在する市町村の数に 1 を加えた数の写しとする。このほか、使用土地目録、位置図、見取図（Ⅰ）、公図等については、提出先において指示された数とする。

第 2 編冊方法

第 1 の 1 に記載された順序で A 4 版に編冊するものとし、図面、表の類は、おもてに内容物の名称を記載した袋にそう入すること。

第 3 作成上の注意

1 一般的事項

(1)書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示はメートル法で行うこと。

(2)図面には方角を、さらに実測図面にあつては、縮尺を必ず表示すること。

(3)採取の方法によっては、この要領で定められた事項のうち不要なものが出てくることが考えられるがこのような場合は不要な事項を適宜省略して作成すること。

2 個別的事項

(1)土採取計画認可申請書

ア 「土採取場の区域」について

土採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請に係る土地の総面積等を次の例に従って記

載すること。

(例) 千葉県〇〇郡〇〇町〇〇字××番ほか××筆
面積 ××㎡ (うち掘削面積 ××㎡)

イ 「採取の期間」について

(ア) 採取の期間は、別表 1 の各地域振興事務所並びに商工労働部産業振興課（以下「産振課」という。）管内のブロック別認可期間と調整し、原則として 1 年以内の期間とする。

なお、ブロック別認可期間との調整の態様は次のとおりとする。

- a 採取期間が採取完了まで 6 ヶ月未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。
- b 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが 6 ヶ月以上である場合は、当該終期までの期間とする。
- c 採取予定時期からブロック別認可期間の終期までが 6 ヶ月未満であり、当該終期を越えて 1 年以上採取が継続される場合には、次年のブロック別認可期間の終期までとする。この場合関係書類（図面）において申請時ブロック別認可期間内で掘削する区域等と次年のブロック別認可期間内で掘削する区域等を明確にすること。
- d 採取開始予定時期からブロック別認可期間の終期までが 6 ヶ月未満であり、当該終期を越えて採取が継続されるが、採取完了まで 1 年未満であることが明らかなものについては、ブロック別認可期間との調整は不要とする。

(イ) 優良な採取場として認められた場合は、3 年以内の期間とすることができる。

ウ 「採取の方法」について

掘削方法欄には、採取中の段数及び掘削面に設ける小段の幅について記載すること。

エ 「採取のための設備その他の施設」について

採取機械の使用目的を「掘削：積込」の欄に記入すること。また、使用目的が重複するものは、その使用割合を記入するものとする。

(例) 掘削：積込＝6：4

オ 「土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設」について

災害の防止措置について、具体的に記入すること。なお、それぞれの防災施設（有刺鉄線柵、危険標識、排水溝、築堤等）の構造図を添付するものとする。

(2) 目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

(3) 業者登録通知書の写し

知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があった者については、当該変更事項について登録簿に記載した旨の通知書を複写したものとする。

(4) 誓約書

誓約書（別紙様式 1）を作成すること。なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア 法人化組合の組合員が別表 2 による当該組合の管轄区域で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付する。

イ 法人化組合の組合員が前記アの区域以外で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該

組合の長の保証書とあわせて、採取場区域を管轄する法人化組合の長の承諾書を添付する。

ただし、採取場区域を管轄する法人化組合が二以上ある場合は、承諾書発行組合は他方の法人化組合と協議することとする。

ウ 砂利（土石）採取業者の組合に加入できない大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社）が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業2社の保証書を添付する。

(5) 隣接地同意書

掘削区域に隣接する土地の所有者（その土地について、用益物権契約または賃貸借（使用貸借）契約が締結されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。）の隣接地同意書（別紙様式2）の写しを添付すること。なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については、同意書又は承諾書を添付すること。

また、所定の書式による隣接地同意書のほか、採取に関する他の同意書類によることも可とする。

（例 賃貸借契約書、林地開発許可申請書の開発行為同意書等）

共有地については、原則として共有者全員の同意を得ること。ただし、所在不明等の理由により一部の共有者から同意を得ることが困難な特別な事情がある場合は、その共有者の同意書に代えて次の書類を添付すること。なお、この取扱いは、「土地等の使用収益に関する契約書の写し」にも適用する。

ア 地区共有地の場合は、代表者名の同意書、地区総会議事録等経緯がわかる書面及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と代表者連名の誓約書

イ その他の共有地の場合は、登記事項証明書、共有持分の明細総括表及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と他の共有者連名による誓約書

ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、疎明書を添付することにより、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

(6) 使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録（別紙様式3）を作成すること。なお、所有権者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

(7) 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てについてのものとする。

掘削区域を除く採取場敷地内の自己所有地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）は、添付した採取計画の認可期間の終了日の翌日から2年間の申請では、疎明書をもって代えることができる。

(8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し

土地、建物及び水の使用並びに土砂等の採取（以下「土地等の使用収益」という。）に関して契約が締結されている場合は、その契約書（水利組合、漁業協同組合等の同意書又は承諾書を含む。）を複写したものとする。なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契

約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

(9) 土地等の使用収益に関しての行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関しての行政庁が発行した許認可の通知書又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可または届出）、農地法（農地転用許可）、森林法（林地開発許可）、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（小規模林地開発行為の届出）、及び法定外公共物管理条例（占使用許可、生産物採取許可等）については、受付印のある申請書の複写したものとすることができる。

(10) 土採取災害防止計画書

規則第3条第2項第7号に規定する事項について土採取災害防止計画書（別紙様式4）を作成すること。

(11) 災害防止管理系統図

採取場の災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

(12) 位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）

採取場の位置を縮尺5万分の1に朱書すること。

ただし、見取図（Ⅰ）と併用する場合は、縮尺1万分の1以上とする。

(13) 公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。また、公図を作成した年月日及び作成者の氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は、組み合わせ1枚のものとして作成するものとする。

(14) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

- ア 建築物（役場、学校、人家等）
- イ 道路（国道、県道、市町村道、その他の道路）
- ウ 河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
- エ 農地
- オ 山林
- カ 原野
- キ 雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道又は県道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

(15) 見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在箇所を図中に表示すること。

- ア 出入口
- イ 事務所

- ウ 採取場標識
- エ 採取機械置場
- オ 沈砂池
- カ 取水箇所
- キ 排水施設（雨水等）
- ク 危険標識
- ケ 柵、築堤
- コ 掘削後土堆積場の区域
- サ 掘削区域
- シ 採取場区域内（搬出入路を除く。）の一番低い箇所（基準点）及びその標高

(16)実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）

採取場の平面が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面（等高線表示のもの）とし、掘削区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、3ヶ月を単位とする掘削予定区画を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を追加するものとする。

(17)実測縦断面図及び(18)実測横断面図

掘削区域が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面の作成にあたっては、掘削区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

(19)求積図

掘削区域について作成すること。

(20)土量計算書

実測縦・横断面図に基づき、採取量の計算書を作成すること。

(21)中期事業計画書及び中期事業計画平面図

ア 中期事業計画書（別紙様式5）を作成すること。

(ア) 計画書は、6年以上採取する場合は6年間、それ以外の場合は採取する全期間について作成すること。

2年目以降の申請時には、当初の計画書の実績欄に実績（又は実績見込み）の数値を記入すること。

7年目の申請時には新たな計画書を作成するとともに、6年間の実績（又は実績見込み）の数値を記入した前計画書も添付すること。

(イ) 「採取場面積（うち拡大面積）」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をカッコ書きで記入すること。

(ウ) 「事業上必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂池、調整池、ヘドロ池、沈殿池、製品置場、表土・廃土の置場、保安距離の確保に必要な場所、搬出入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。

- (エ) 「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。
- (オ) 「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。
- (カ) 「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。
- (キ) 「林地開発の事業区域面積（林地開発許可面積）」欄には、森林法に基づく事業区域面積を記入すること。

なお、林地開発許可を受ける場合は、許可面積をカッコ書きで記入すること。

- (ク) 認可期間ごとの面積は、次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削地以外面積

掘削地以外面積＝事業上必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、

廃止面積＝採取場面積

とすること。

- イ 中期事業計画平面図を作成すること。

- (ア) 中期事業計画平面図は、中期事業計画書に記入した全期間について、各期間別に作成すること。

- (イ) 中期事業計画平面図は、採取場区域、拡大区域、植栽緑化等区域（既に植栽緑化等を実施した区域も含む。）、廃止区域を色分け等により明示すること。

- (ウ) 中期事業計画平面図は、比較が出来るよう縮尺を統一し、数年分を並べて作成すること。

(22) 長期構想書及び長期構想図

- ア 今後10年以上継続して採取する場合は、長期構想書（別紙様式6）を作成すること。

- イ 長期構想図の作成及び提出は、中期事業計画書を新たに作成する年に行うこと。

- (ア) 長期構想図は、長期構想書の内容に沿って作成すること。

- (イ) 長期構想図は、1年目の採取場区域、10年間の採取予定区域、10年後の採取場区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

(23) その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

附則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 8 月 12 日から施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

備 考

関係図面等の作成例は参考のとおりである。

(別表 1)

管 轄	ブロック名	市 町 村 名			認 可 期 間
産振課	A	市原市	国道 297 号線（市原橋～牛久交差点）及び県道市原天津小湊線	以東	8 月 1 日～ 7 月 31 日
				以西	11 月 1 日～ 10 月 31 日
	B	千葉市			12 月 1 日～ 11 月 30 日
葛南地域 振興事務所	A	船橋市・市川市・浦安市			10 月 1 日～ 9 月 30 日
	B	八千代市・習志野市			11 月 1 日～ 10 月 31 日
東葛飾地域 振興事務所	A	松戸市・鎌ヶ谷市・柏市（旧沼南町を除く）			2 月 1 日～ 1 月 31 日
	B	我孫子市・柏市（旧沼南町）			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	野田市・流山市			4 月 1 日～ 3 月 31 日
印旛地域 振興事務所	A	酒々井町・富里市・八街市・成田市（旧下総町）			10 月 1 日～ 9 月 30 日
	B	佐倉市・四街道市・成田市（旧大栄町）			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	C	成田市（旧下総町及び旧大栄町を除く）			2 月 1 日～ 1 月 31 日
	D	白井市・栄町			4 月 1 日～ 3 月 31 日
	E	印西市			6 月 1 日～ 5 月 31 日
香取地域 振興事務所	A	香取市（旧佐原市）			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	B	神崎町			9 月 1 日～ 8 月 31 日
	C	香取市（旧栗源町）・多古町			1 月 1 日～ 12 月 31 日
	D	香取市（旧小見川町・旧山田町）・東庄町			3 月 1 日～ 2 月 28 日
海匝地域 振興事務所	A	銚子市			3 月 1 日～ 2 月 28 日
	B	旭市			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	匝瑺市			11 月 1 日～ 10 月 31 日
長生地域 振興事務所	A	茂原市			9 月 1 日～ 8 月 31 日
	B	長柄町			11 月 1 日～ 10 月 31 日
	C	長南町			1 月 1 日～ 12 月 31 日
	D	睦沢町・一宮町			3 月 1 日～ 2 月 28 日
	E	白子町・長生村			5 月 1 日～ 4 月 30 日
山武地域 振興事務所	A	東金市・大網白里町			11 月 1 日～ 10 月 31 日
	B	山武市（旧山武町・旧成東町）・九十九里町			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	山武市（旧松尾町・旧蓮沼村）・芝山町・横芝光町			3 月 1 日～ 2 月 28 日
夷隅地域 振興事務所	A	大多喜町・勝浦市			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	B	いすみ市・御宿町			10 月 1 日～ 9 月 30 日
君津地域 振興事務所	A	木更津市・袖ヶ浦市			2 月 1 日～ 1 月 31 日
	B	富津市（旧天羽町）			4 月 1 日～ 3 月 31 日
	C	君津市（旧君津町・旧小糸町・旧清和村）			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	D	富津市（旧富津町・旧大佐和町）			6 月 1 日～ 5 月 31 日
	E	君津市（旧小櫃村・旧上総町）			7 月 1 日～ 6 月 30 日
安房地域 振興事務所	A	鋸南町			12 月 1 日～ 11 月 30 日
	B	館山市			7 月 1 日～ 6 月 30 日
	C	鴨川市			4 月 1 日～ 3 月 31 日
	D	南房総市			9 月 1 日～ 8 月 31 日

(別表2)

各法人化組合管轄区域一覧表

(各組合の管轄区域は平成17年4月1日時点の市町村とする)

組 合 名 等	管 轄 区 域
千葉土砂採取業協同組合	千葉市、市原市、八千代市、習志野市の区域
東葛飾土砂採取処理協同組合	船橋市、市川市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市、我孫子市、柏市、野田市、流山市の区域
印旛郡市土砂採取業協同組合	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、本埜村、印旛村の区域
佐原地区砂採取協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
香取郡市土採取業協同組合	佐原市、神崎町、下総町、大栄町、栗源町、多古町、小見川町、東庄町、山田町、干潟町の区域
海匠土砂採取業協同組合	銚子市、旭市、海上町、飯岡町、八日市場市、野栄町、光町の区域
山武郡市土砂採取業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武建設砂事業協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
山武地区土砂協同組合	東金市、大網白里町、山武町、成東町、九十九里町、芝山町、横芝町、松尾町、蓮沼村の区域
長生郡市土砂採取業協同組合	茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、白子町、長生村の区域
夷隅郡市土砂採取業協同組合	勝浦市、大多喜町、岬町、夷隅町、大原町、御宿町の区域
安房郡市土砂採取業協同組合	館山市、鋸南町、富山町、富浦町、三芳村、鴨川市、白浜町、千倉町、和田町、丸山町の区域
かずさ山砂採取協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域
千葉県中部山砂事業協同組合	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域

様式 1

誓 約 書

この許可申請に対して認可があった場合は、操業にあたり認可採取計画（認可条件を含む。）

および関係法令を遵守し、安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないことを誓約します。

年 月 日

誓約人 住 所

氏名および名称

（法人にあっては代表者名を含む）

保 証 書

が、この認可申請書に定められた採取計画に基づき操業するにあたり、下記事項を履行しなかった場合、代行することを保証いたします。

記

- 1 千葉県土採取条例第9条の規定による認可採取計画（認可条件を含む。）の遵守義務にかかわること。
- 2 千葉県土採取条例第10条の規定による認可採取計画の変更命令にかかわること。
- 3 千葉県土採取条例第11条第1項、第2項及び第3項の規定による緊急措置命令等にかかわること。

年 月 日

保証人 住 所

氏名および名称

（法人にあつては代表者名を含む）

印

住 所

氏名および名称

（法人にあつては代表者名を含む）

印

（注）文頭には申請者の氏名又は名称（法人にあつては代表者を含む。）を記入すること。

様式 2

隣 接 地 同 意 書

が、下記土地の隣接地を掘削することに同意します。

記

市 町 村 名	大 字	字	地 番

※同意期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

年 月 日

所有権者 住 所

氏 名
(名 称)

印

借地権者 住 所

氏 名
(名 称)

印

(注)

- 1 文頭には、申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名を含む。）を記入すること。
- 2 所有者又は借地権者等が2名以上ある場合は、原則として代表者を選任して署名押印すること。この場合、代表者選任状を添付すること。
- 3 不要事項は抹消すること。
- 4 2部作成し、1部は所有権者控えとし1部は業者控えとする。
- 5 所有権者（借地権者）が記入すること。
- 6 同意期間を定めた場合は、期間を明記すること。
- 7 所有権者、借地権者が個人の場合、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式 3

使 用 土 地 目 録

採取場所在地

使 用 目 的	字	地 番	地 目	所 有 権 者	※ 登 記 事 項 証 明 書	※ 契 約 書	※ 許 認 可 書	※ 備 考

(注) 1 ※欄は記入しないこと。(ただし、備考欄に公簿面積を記入すること。)

2 地番は使用目的別に記入するものとし、その順序は原則として事務所、採掘区域等とすること。

様式 4

土採取災害防止計画書

管理事務所 所在地
電話番号
現場責任者 氏名

区分	項 目	回 数			
		日	週	月	年
掘削作業関係	1 掘削用機械類の整備状況の点検				
	2 掘削方法の点検				
	3 掘削こう配の確認				
	4 掘削の高さの確認				
	5 掘削の進行状況の把握				
	6 隣地からの距離の確認				
	7 のり面の状態の点検				
採取場管理関係	1 土砂の堆積状況の点検				
	2 採取場標識の点検				
	3 掘削区域標識の点検				
	4 立入禁止柵、危険標識、防護柵等の点検				
	5 土砂流出防止施設、雨水の排水施設の点検				
その他	1 周辺の人家、農地、道路等への影響の有無の点検				
	2 作業員の把握				
	3 掘削土量の確認				
	4 土の搬出量の確認				
異常時対策					

様式 5

土 採 取 中 期 事 業 計 画 書

年 月 日作成

事 業 者	住 所			事業所所在地									
	名 称 代 表 者			作 成 者 名			電話番号						
事 業 の 概 要													
採取場の経緯等		採取場周辺の状況		今後の方針・計画		今後の採取期間		その他特記事項					
						1 10年以上 2 10年未満							
関 係 法 令 に 関 す る 許 認 可 等 の 状 況													
農地法関係		森林法関係		文化財関係		その他関係事項							
認可期間(との計画(千㎡)	項 目	年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
	採 取 場 面 積 (うち拡大面積)												
	掘 削 面 積												
	掘削地以外の面積												
	事業上必要な面積												
	植 栽 緑 化 面 積												
	農 地 復 元 面 積												
	そ の 他 の 面 積												
	廃 止 面 積												
林地開発の事業区域面積 (林地開発許可面積)													
採取場として使用する総面積		千㎡		左のうち自社の所有する面積		千㎡							

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第3 作成上の注意」によること。

様式 6

土 採 取 長 期 構 想 書

年 月 日作成

事業 者	住 所		作成者名	
	名 称 代表者		電話番号	
事業所所在地				
1. 今後 10 年間の採取計画について				
2. 上記計画上の問題（許認可関係、権利関係等）について				
3. 10 年後以降の採取の方針について				
4. 廃止後の土地利用計画、方針について				

備考：記載方法は、採取計画認可申請書類作成要領の「第 3 作成上の注意」によること。